

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年一月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年一月二十六日

埼玉県行田県土整備事務所長 根 岸 幸 司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 加須鴻巣線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>加須市上高柳字八反田一五〇六 番一地先まで</p>	<p>加須市上高柳字八反田一四六六 番一地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>一四・〇九〇 二〇・六九</p>	<p>一三・四九〇 一四・五二〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>二三〇・〇〇〇</p>		<p>延 長 (メートル)</p>
		<p>備 考</p>